



東相制第15-00004号  
平成27年4月6日

総務大臣  
山本 早苗 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくにししんじゅくさんちやうめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつばんでんしんでんわかぶしきがいしや

東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅弘

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

### 接続約款変更認可申請書の補正について

平成27年1月19日付け東相制第14-00097号をもって提出しました接続約款変更認可申請書を下記のとおり補正しますので、よろしく取り計らい願います。

### 記

#### 補正事項

別紙のとおりであります。

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

別紙 東相制第14-00097号(平成27年1月19日)の補正内容

旧					
料金表					
第1表 接続料金					
第1 網使用料					
2 料金額					
2-1 端末回線伝送機能					
2-1-1 基本額					
2-1-1-1 基本料					
月額					
区 分	単 位	料 金 額	備 考		
(1)~(8) (略)	(略)	(略)	(略)		
(9) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの	1 回線ごとに	5,014 円	—	
	イ 200Mbit/s から1Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1 回線ごとに	9,238 円		
2-1-1-1の2~2-1-2 (略)					
2-2~2-6-2 (略)					
2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能					
2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額					
1 中継局イーサネットスイッチごとに月額					
区 分	料 金 額	備 考			
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	287,083 円	—		

新					
料金表					
第1表 接続料金					
第1 網使用料					
2 料金額					
2-1 端末回線伝送機能					
2-1-1 基本額					
2-1-1-1 基本料					
月額					
区 分	単 位	料 金 額	備 考		
(1)~(8) (略)	(略)	(略)	(略)		
(9) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	ア 10Mbit/s から100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの	1 回線ごとに	5,009 円	—	
	イ 200Mbit/s から1Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1 回線ごとに	9,233 円		
2-1-1-1の2~2-1-2 (略)					
2-2~2-6-2 (略)					
2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能					
2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額					
1 中継局イーサネットスイッチごとに月額					
区 分	料 金 額	備 考			
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	286,667 円	—		

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサ ネット フレー ム伝送 機能	LAN型通信網 により通信路の 設定及び伝送を 行う機能(都道府 県の区域におけ る通信に係るも のに限ります。)	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	85,197円
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	113,219円
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	133,596円
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	150,317円
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	164,711円
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	177,775円
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	189,176円
		80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	199,914円
		90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	209,986円
		100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	219,061円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	291,529円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	344,717円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	388,266円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	425,831円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	459,407円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	489,992円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	517,917円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	544,180円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	568,781円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	761,607円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	905,236円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,024,266円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,128,338円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,221,441円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,307,230円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,386,371円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,460,859円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,531,025円		

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサ ネット フレー ム伝送 機能	LAN型通信網 により通信路の 設定及び伝送を 行う機能(単位料 金区域における 通信に係るもの)	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	171,749円
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	228,212円
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	269,258円
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	302,932円
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	331,913円
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	358,214円

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサ ネット フレー ム伝送 機能	LAN型通信網 により通信路の 設定及び伝送を 行う機能(都道府 県の区域におけ る通信に係るも のに限ります。)	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	84,997円
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	112,954円
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	133,284円
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	149,965円
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	164,325円
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	177,359円
		70Mbit/sの符合伝送が可能なもの	188,734円
		80Mbit/sの符合伝送が可能なもの	199,446円
		90Mbit/sの符合伝送が可能なもの	209,495円
		100Mbit/sの符合伝送が可能なもの	218,549円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	290,850円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	343,916円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	387,364円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	424,844円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	458,343円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	488,858円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	516,720円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	542,924円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	567,470円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	759,867円
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	903,182円		
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,021,956円		
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,125,808円		
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,218,715円		
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,304,327円		
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,383,306円		
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,457,642円		
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,527,667円		

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサ ネット フレー ム伝送 機能	LAN型通信網 により通信路の 設定及び伝送を 行う機能(単位料 金区域における 通信に係るもの)	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	171,332円
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	227,658円
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	268,605円
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	302,197円
		50Mbit/sの符合伝送が可能なもの	331,108円
		60Mbit/sの符合伝送が可能なもの	357,345円

に限りませう。)	70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	381,163円
	80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	402,772円
	90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	423,040円
	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	441,297円
	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	587,005円
	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	693,838円
	400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	781,232円
	500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	856,562円
	600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	923,848円
	700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	985,102円
	800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,040,994円
	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,093,535円
	1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,142,724円
	2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,527,372円
	3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,812,821円
	4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,048,669円
	5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,254,356円
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,437,923円	
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,606,745円	
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,762,161円	
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,908,193円	
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,045,512円	

に限りませう。)	70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	380,239円
	80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	401,795円
	90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	422,015円
	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	440,228円
	200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	585,585円
	300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	692,162円
	400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	779,348円
	500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	854,498円
	600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	921,625円
	700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	982,734円
	800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,038,494円
	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,090,910円
	1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,139,984円
	2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,523,736円
	3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,808,529円
	4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,043,843円
	5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,249,068円
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,432,228円	
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,600,678円	
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,755,755円	
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,901,471円	
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,038,495円	

2-7~2-12 (略)

2-7~2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,370,919円	---
第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限りませう。)			

2-13 ルーティング伝送機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,367,879円	---
第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限りませう。)			

(2) 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	1ポートごとに月額	<u>5,270,833円</u>	—
(3)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接続ルーティング伝送機能	IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	<u>0.95157円</u>	—
		1秒ごとに	<u>0.0082597円</u>	—

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、平成27年4月1日から実施します。

(2) 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続し、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した交換及び伝送を行う機能(LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	1ポートごとに月額	<u>5,250,000円</u>	—
(3)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接続ルーティング伝送機能	IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	<u>0.94964円</u>	—
		1秒ごとに	<u>0.0082418円</u>	—

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、平成27年4月1日に遡って適用します。